

知って得する!

法律コラム



弁護士 松本達也

「法定利率」の改正について

弁護士法人よつば総合法律事務所

経営法務全般。特に、人事労務問題、契約書等のリーガルチェック、紛争対応（債権回収・株主間紛争・その他企業様の各種訴訟）が主な取扱い業務。

千葉県内の企業様を中心に270社超の企業様と顧問契約を締結。（2021年1月1日現在）

柏事務所：〒277-0005 柏市柏1-5-10 水戸屋老番館ビル4F Tel：04-7168-2300

千葉事務所：〒260-0015 千葉市中央区富士見1-14-13 千葉大栄ビル7F Tel：043-306-1110

Email：info@yotsubasougou.com



こちらから企業法務サイトがご覧になれます。

皆様はじめまして。よつば総合法律事務所の弁護士の松本と申します。

「知って得する！法律コラム」の3回目は、2020年(令和2年)4月1日から施行された改正民法の中から、「法定利率」についての説明をしたいと思います。当事務所は、企業法務に加えて交通事故案件も多く取り扱っております。この法定利率の改正は、交通事故分野における損害賠償額算定のルールにも大きな影響を与えました。法定利率の改正がどのような影響を及ぼすのかを以下でお伝えしていきます。

1 民法改正前の法定利率

改正前の民法では、民事法定利率は年5%、商事法定利率は年6%と規定されていました。（※商事法定利率が適用されるためには、債権者・債務者の一方のための商行為によって生じることが必要ですが、一方のみで足りると考えられています。）もっとも、銀行にお金を預けても年5%もの金利が付くことが通常はないということからもお分かりの通り、この法定利率は現在の金融市場の実態に比べて高すぎるという問題点がありました。そこで、民法の法定利率が改正され、これと同時に商事法定利率も廃止されました。

2 民法改正後の法定利率（法定利率が年3%に引き下げに）

改正民法では、法定利率を年3%に引き下げました。またこの年3%の利率については将来の市中金利の変動に伴い、一定の指標を基準として3年ごとに自動的に変動されることとなります。（改正民法404条）。

3 法定利率改正の損害賠償実務への影響

この法定利率の引き下げは、交通事故実務における、①遅延損害金②逸失利益の算定に大きな影響を及ぼしました。令和2年4月1日以降に交通事故に遭われた場合には、改正民法が適用されます。

(1) 遅延損害金

交通事故の被害者は相手方に対して、事故によ

る損害賠償請求権（元本）に加えて、事故があった日から支払日まで遅延損害金を付加して支払うように請求することができます。この遅延損害金は法定利率によって計算されることとなるため、被害者としては、法定利率が高いほど、より多くの遅延損害金を請求することが出来ます。

例えば、交通事故によって、1000万円の損害賠償請求権が発生し、支払日まで1年を要した場合の遅延損害金は下記の金額となります。改正後民法の方が、遅延損害金の金額が少なくなっています。

改正前民法 1000万円×5%×1年 = 50万円

改正後民法 1000万円×3%×1年 = 30万円

(2) 逸失利益の算定

交通事故によって不幸にも身体に後遺障害が残ってしまった場合は、事故がなければ得られるはずであった給与等の利益を請求することが出来ます。これを法律上、逸失利益と言います。

この逸失利益は、示談等をした際に一括して賠償されることが多いです。その場合は、将来受け取るべき金額を一括して先に受け取ることになるのですが、その期間の利息部分を控除しなければ、被害者はその間の利息分の利益を別に得ることとなるため、法定利息分は控除して支払われるというルールになっています。これを中間利息控除と言います。

被害者にとっては、控除される金額が少なくなるほど有利になるため、今回の法改正で法定利率が下がったことによって、改正前よりも多くの賠償金を受け取ることが可能となりました。

4 まとめ

交通事故案件に携わる弁護士としては、法定利率の改正は損害賠償実務への影響が大きいことからとても印象的でした。また、交通事故以外の案件であっても、相手方に損害賠償請求する際には注意が必要です。2020年(令和2年)4月1日以降に契約書を作成する際にも、改正民法に対応しているかの確認が必要です。法定利率に限らず改正民法に関してお悩みの際には、この機会に専門家へのご相談をお勧めいたします。